

昭和二十二年法律第九号

昭和二十二年法律第九号（生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律）

第一条 この法律施行の際生命保険中央会がその保険業務に關し有する権利義務は、その日に對して、主務大臣の指示するところに從ひ、協榮生命保険株式会社が、これを承継する。

第二条 協榮生命保険株式会社が前項の規定により権利義務を承継した場合においては、主務大臣の定める日までは、前に生命保険中央会の旧勘定（金融機関経理応急措置法第一条第一項の規定により設けられた旧勘定をいう。）に屬していた保険契約については、債務の弁済、契約の解除、保険金額の減少その他の条件の変更又は当該保険約款に基く貸付は、これをなすことができない。

第三条 協榮生命保険株式会社が前条第一項の規定により生命保険中央会から承継した旧戦争死亡傷害保険法による保険契約及び生命保険における戦争危険（戦争その他の変乱に因る死亡をいう。以下同じ。）の再保険契約に関する権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、協榮生命保険株式会社に對し、その損失を補償する。

第四条 協榮生命保険株式会社が、前項の業務に因り利益を得たときは、その利益金を政府に納付しなければならない。

第五条 前二項の場合において、損失及び利益を決定する基準その他損失の補償及び利益金の納付に關し必要な事項は、財務大臣がこれを定める。

第六条 この法律施行の際損害保険中央会がその保険業務に關し有する権利義務は、その日において、主務大臣の指示するところに從ひ、東亜火災海上保険株式会社が、これを承継する。

第七条 東亜火災海上保険株式会社が前条の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

第八条 東亜火災海上保険株式会社が、前項の業務に因り利益を得たときは、その利益金を政府に納付しなければならない。

第九条 前二項の規定は、金融機関再整備法第二十六条第二項、第四十条第一項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定により東亜火災海上保険株式会社が第一項の業務に関する権利義務を承継した保険会社に、これを準用する。

第十条 第二条第三項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第十一条 協榮生命保険株式会社が、旧戦争死亡傷害保険法による保険に關する業務に基く収支、生命保険に關する戦争危険の再保険に關する業務に基く収支並びに前に外国保険会社を保險者としていた保険契約に關する業務に關する財産及び当該業務に基く収支を、夫々他の財産及び収支と区分經理しなければならない。

第十二条 東亜火災海上保険株式会社が前条第三項の保險会社は、同条第一項の業務に基く収支を、他の収支と区分經理しなければならない。

第十三条 東亜火災海上保險株式会社が及び第四条第三項の保險会社の同条第一項の業務に關する書類には、印紙税を課さない。

第十四条 法人税法による所得及び地方税法により營業税を課する場合における純益の計算については、協榮生命保険株式会社の旧戦争死亡傷害保険法による保険に關する業務に基く収入、生命保険に關する戦争危険の再保険に關する業務に基く収入及びこれらの業務に因り受けた損失の補償金並びに東亜火災海上保險株式会社が及び第四条第三項の保險会社の同条第一項の業務に基く収入及び当該業務に因り受けた損失の補償金は、夫々その總益金から控除するものとし、協榮生命保險株式会社の旧戦争死亡傷害保険法による保険に關する業務に基く支出、生命保険に關する戦争危険の再保険に關する業務に基く支出及びこれらの業務に因り受けた利益に係る納付金並びに東亜火災海上保險株式会社が及び第四条第三項の保險会社の同条第一項の業務に基く支出及び当該業務に因り受けた利益に係る納付金は、夫々その總損金から控除するものとする。

第十五条 第一条第一項又は第三条の規定により生命保険中央会又は損害保険中央会からその所有に係る有価証券の移転がある場合においては、有価証券移転税は、これを課さない。

第九條 生命保険中央会及び損害保険中央会は、主務大臣の指定する日において、解散する。

第十條 生命保険中央会及び損害保険中央会は、前項の規定により主務大臣の指定する日以後においても、清算の目的の範囲内においては、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

第十一條 前項に定めるものの外、第一項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、附則第二項の規定は、第九條第一項の規定により主務大臣の指定する日から、これを施行する。

第二條 生命保険中央会法及び損害保険中央会法は、これを廃止する。但し、生命保険中央会法及び損害保険中央会法の廃止前になした行為に對する罰則の適用については、なおその効力を有する。生命保険中央会及び損害保険中央会の存続する間も、また同様とする。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄

第一條 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第十三百五条、第十三百六条、第十三百二十四条第二項、第十三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定 公布の日